

廃棄物（有価を除く）の中間処理後の行方

廃棄物の種類		中間処理後の再生利用等		埋め立て	
		再利用	割合	場所	割合
汚泥	有機汚泥	肥料化	100%	—	—
	有機汚泥	セメント原料	5%	—	—
	無機汚泥	—	—	三重県	100%
	廃液	肥料化	15%	—	—
廃酸	廃液	肥料化	40%	—	—
動植物残渣	不良製品	熱回収	100%	—	—
廃プラスチック	フィルム・廃プラ	RPF燃料原料	91%	兵庫県	9%
	廃プラ	土木資材	5%	—	—
ガラス・陶器類	廃蛍光灯	再生利用	99%	県外	1%
木くず	木くず	再生利用	100%	—	—

廃液→脱水→固形分（汚泥）→肥料化
→液体分（廃液）→活性汚泥処理（汚泥は無視出来る量）

廃液→メタン発酵→脱水→固形分（汚泥）→肥料化
→液体分 →下水放流

不良製品→100%サーマルリサイクル（熱回収認定業者では「ない」）→埋め立て（愛知県）